

クレジットカードのセキュリティ対策について (経済産業省の取組)

2024年4月

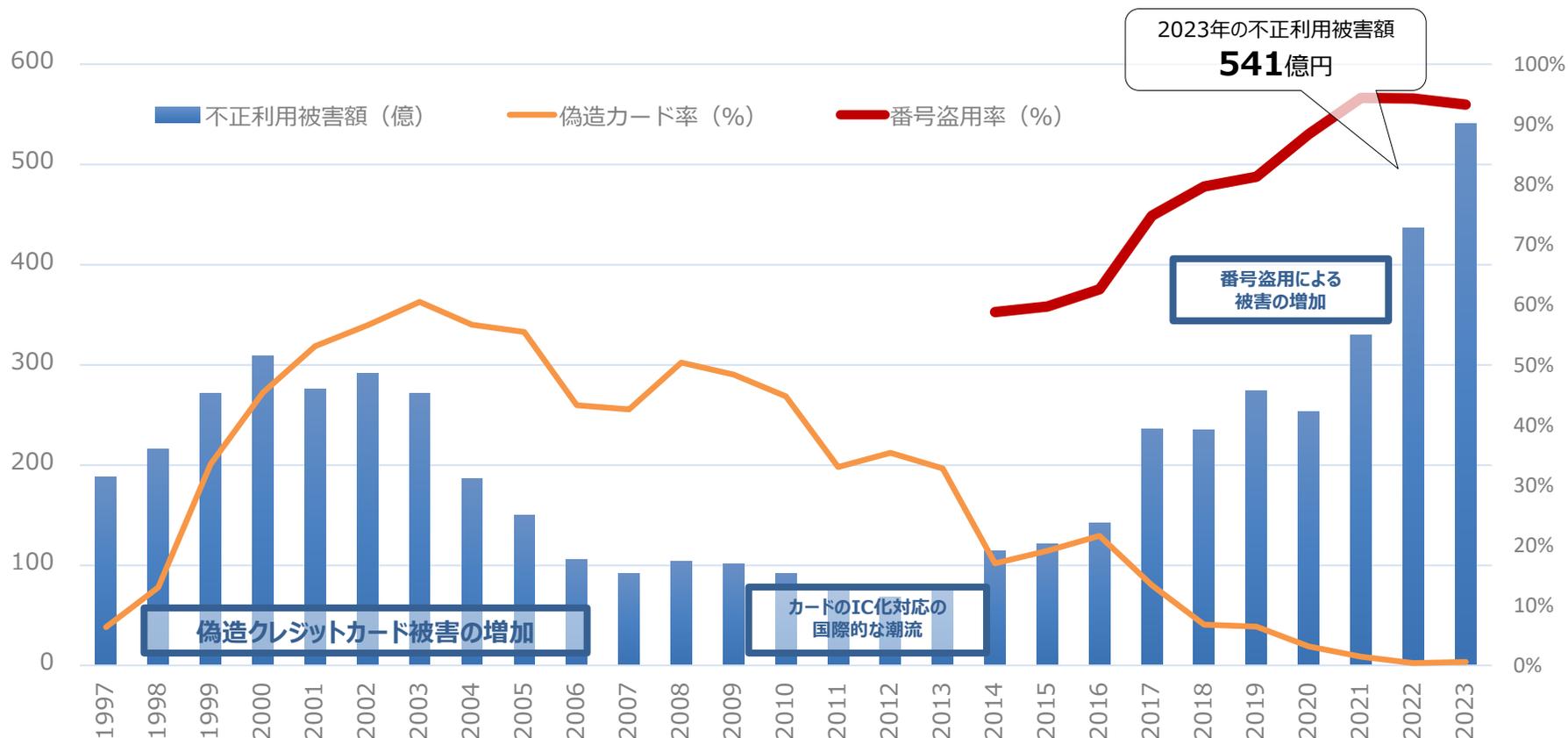
経済産業省 商務・サービスグループ

商取引監督課

クレジットカード不正利用額の急増と対策の必要性

- クレジットカードの不正利用被害額が急増しており、2023年の被害額は過去最大。不正アクセス等で窃取したクレジットカード番号によるEC取引での不正利用が大部分を占める。

国内発行クレジットカードにおける年間不正利用被害額推移



不正利用額数値 出典：日本クレジット協会（令和6年3月）

※カード番号等があれば利用できるのがクレジットカードの仕組みであり、被害総額の93%は窃取された番号が利用されたもの（2023年）

割賦販売法におけるクレジットカードセキュリティへの対応

- 割賦販売法では、平成20年改正からクレジットカードセキュリティへの対応を措置。EC取引におけるクレジットカード決済の増大にあわせて、平成28年改正、令和2年改正によって対応を強化。

平成20年（2008年）改正

- イシューア、アクワイアラー：クレジットカード番号の適切管理義務を導入

平成28年（2016年）改正

- 加盟店：クレジットカード番号の適切管理義務、不正利用防止対策義務を導入
- アクワイアラー(登録制導入)：加盟店の適切管理、不正利用防止対策の状況調査義務を導入

令和2年（2020年）改正

- 決済代行業者やQRコード決済事業者等：クレジットカード番号の適切管理義務等を導入

※2020年3月にはクレジット取引セキュリティ対策協議会においてクレジット・セキュリティガイドラインのとりまとめも開始

クレジットカード決済システムのセキュリティ対策強化検討会のとりまとめ

- 増加する不正利用被害等を踏まえ、2022年8月から検討会を開催し、2023年1月にEMV3DSの導入等を柱とする対策をとりまとめ。

1. クレジットカード番号の漏えい防止

EC加盟店のサイト改ざん

【課題】ECサイトの脆弱性を狙ったEC加盟店からの番号窃取事案が増加。

⇒加盟店がECサイトの脆弱性対策（脆弱性診断、システム設定の改善、ウイルス対策等）を行うようクレジット・セキュリティガイドラインに追記を行う（～2024年度末）

フィッシング

【課題】フィッシングメールが大幅に増加し、技術も巧妙化。クレジットカードに関連するフィッシングメールも多い。

⇒ドメインなりすましメール対策に有効なDMARCの導入を含めイシューアにおけるフィッシングメールへの自衛的な対応を推奨

2. 本人以外によるクレジットカードの利用阻止

なりすまし

【課題】窃取したクレジットカード番号を利用したなりすましによる不正利用が増加。

⇒原則、すべてのEC加盟店にEMV 3DSの導入を進めることをクレジット・セキュリティガイドラインに追記（～2024年度末）

検討会とりまとめ以降の取組

<漏えい防止>

- ECサイト構築・運用セキュリティガイドライン制定【IPA】（令和5年3月）

<周知・犯罪の抑止>

- 警察庁、総務省との連名によるカード会社へのフィッシング対策の要請（令和5年2月）
–DMARCの導入による自衛等
- 利用者への広報
–コンテンツ作成・配信：令和5年、令和6年
–政府広報による呼びかけ：令和5年9月
- サイバー事案の未然防止のための警察庁（サイバー警察局）との連携強化（MOU締結）（令和5年6月）



【参考】EUの取組について

- EUはカード会社に強力な顧客認証（SCA）を求める決済サービス指令を採択（2016年）。同指令では、EMV3DSを一般的顧客認証手段と位置づけているが、順次、加盟国による国内制度化が行われ、相応の効果を発揮していると推察される。
- なお、同指令では、リスク度合い等によって、顧客認証を免除する仕組みを採用している。

○EUにおけるカード不正利用率の割合

不正利用総額	カード決済規模	不正利用率
18.7億ユーロ	5.2兆ユーロ	0.036%(2019年)
17.2億ユーロ（推計）	4.8兆ユーロ（推計）	0.036%(2020年)
15.3億ユーロ （≒1958億円）	5.4兆ユーロ （≒691兆円）	0.028%(2021年)

（注）数値は対面取引を含み、デビットカード、プリペイドカードの数値も含む。また、2021年円換算は2021年の平均為替（1ユーロ＝128円）を使用

（出典）欧州中央銀行レポート

○不正利用率とSCAが免除される取引金額

不正利用率（アクワイアラー／イシューアー）	SCA免除が免除される取引額
0.01%以下	500ユーロ以下
0.06%以下	250ユーロ以下
0.13%以下	100ユーロ以下